介護老人保健施設「ひもろぎの園」入所重要事項説明書

（　介護老人保健施設　）　　令和８年６月１日現在

１．事業者の概要

事業者名称	医療法人社団　慈泉会
法人所在地	福島県白河市関辺引目橋３３番地
法人代表者名	理事長　渡部　真樹
連絡先	ＴＥＬ　０２４８－２３－４４０１
	ＦＡＸ　０２４８－２２－９６３２

２．事業所の概要

事業所名称	介護老人保健施設「ひもろぎの園」
事業所開設年月日	平成１２年５月２日
所在地	福島県白河市関辺川前８８番地
管理者名	管理者　宇都宮　英敏　　施設長　風岡　都
連絡先	ＴＥＬ　０２４８－３１－８８８８
	ＦＡＸ　０２４８－３１－８８３３
介護保険指定番号	福島県指定第０７５０５８５０１０号
定員	１００名（一般療養棟５０床・認知症専門棟５０床・短期は空床）
療養室	個室２０室（10.4㎡）　４人室２０室（34.2㎡）
施設構造	鉄筋コンクリート造３階建（延べ床面積　4441.45㎡）
施設設備	□診療室―１室　□食堂―２室　□機能訓練室―１室 □談話室―７室　□浴室―２室（一般浴槽・特殊浴槽・個別浴槽） □レクリエーションルーム―１室　□デイルーム―２室 □サービスステーション―２室　□ボランティアルーム―１室 □家族介護教室―１室　□相談室―２室　□洗面所　□便所　等々
消防設備	自動火災報知機・スプリンクラー・非常用発電機・避難用滑り台・ 非常灯・誘導灯・非常通報設備・防火扉・消火器・補助散水栓
協力医療機関	南湖こころのクリニック・白河厚生総合病院・ひまわり歯科医院

３．事業の目的と運営方針

事業の目的	当施設は、医療法人社団慈泉会の基本理念「和を以て貴しと為す」及び「忍びざるの心」を堅持する立場から、要介護状態と認定された利用者（以下「利用者」という。）に対し、施設サービス計画に基づき、看護・医学的管理の下での介護や機能訓練、その他必要な医療と日常生活上のお世話等のサービスを提供することで、利用者の心身の機能の維持回復を図り、利用者が１日でも早く居宅での生活に戻ることができるようケアの支援に努めることを目的とする。
運営の方針	①利用者及びその家族の様々なニーズに対応しつつ、その利用者が有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう看護・介護・リハビリテーション、その他に必要なケアを提供する。 ②利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場にたった介護サービスを提供する。 ③ゆとりあるデイルーム等、明るく開放感あふれる施設環境の中で、療養効果を高め、落ち着いた家庭的な雰囲気の療養空間を生かした生活リハビリに努める。

	④利用者及びその家族のＱＯＬ（生活の質）の向上のため、居宅介護支援事業者、その他保健医療福祉サービス提供者及び関係市区町村と綿密な連携をはかり、利用者が地域において統合的サービス提供を受けることができるよう努める。 ⑤利用者に対し原則として身体的拘束を行いません。但し、緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合は、管理者又は施設長が判断し、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記録し保管する。 ⑥家族介護教室を設け、家族との相談、指導ボランティアの参加等、地域住民から親しみをもたれる施設となるように努めます。

４．事業所の職員体制と職種内容

職種	員数	職種内容
管理者（医師） 施設長	1名 1名	管理者は、利用者の病状及び心身の状況に応じて、日常的な医学的対応を行う。また、従業員の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。施設長は、管理者を補佐し施設全体の運営の指導を行なう。非常勤医師は、入所・通所兼務。
薬剤師	1名	医師の指示に基づき調剤を行い、施設で保管する薬剤を管理する他、利用者に対し服薬指導を行う。
理学療法士 作業療法士 言語聴覚士	3名以上	医師や看護師等と共同してリハビリテーション実施計画書を作成するとともにリハビリテーションを実施し、計画的な機能回復訓練ならびに指導を行う。
看護職員	10名以上	利用者の身体状況を把握し、病状等にふさわしい看護と介護ならびに機能訓練その他の必要な医療サービスを行う。
介護職員	24名以上	介護福祉士(常勤50%以上)・ヘルパー１級・２級取得者。 利用者の心身状況を把握し、精神的、身体的看護と介護ならびに機能訓練等きめ細かな日常生活上のサービスを行う。
介護支援専門員	1名以上	介護支援専門員は、利用者の施設サービス計画の原案をたてるとともに、要介護認定及び要介護認定更新の申請手続きを行う。
支援相談員	2名以上	利用者及びその家族からの入所相談に適切に応じるとともに、レクリエーション等の計画、指導を行い、市町村との連携をはかるほか、ボランティアの指導を行う。
管理栄養士	1名以上	利用者の食事について栄養や嗜好を十分に考慮して献立を作成し、調理給食及び栄養ケアマネジメント等の業務を行う。
事務職員	5名以上	施設の管理運営に関する事務的業務、介護保険請求業務、設備管理・利用者送迎運転業務等を行う。

５．勤務体制

一般療養棟(日中)	５名以上の配置
一般療養棟(夜間)	２名以上夜勤者(16:30～翌8:30)の体制
認知症専門棟(日中)	１グループ(定員１０名)に対し１名以上配置
認知症専門棟(夜間)	３名夜勤者(16:30～翌8:30)の体制

６．提供するサービス内容

サービスの区分と種類	サービスの内容
計画立案	利用者に合わせた個別の施設ケアプラン計画を作成します。
食事	一般食・療養食、選択メニューやバイキングと多彩な食事を提供します。
入浴	機械浴・一般浴・個別浴があり週２回以上の入浴を実施します。ただし、利用者の身体の状態に応じて清拭となる場合があります。
レクリエーション	季節の行事や誕生会、夏祭り、秋祭り、小旅行など実施します。

医学的管理・看護	心身の状況を把握し、日々の健康管理や看護を実施します。
機能訓練	リハビリテーション実施計画書に基づき、計画的な機能訓練等を実施します。
介護	利用者の心身の状況を把握し個別ケアを実施します。
栄養管理等	利用者の栄養状態を把握し、栄養ケアマネジメント等を行います。
相談援助	利用者やご家族に対し、生活上の様々な問題についてご相談に応じます。
在宅介護指導	ご家族への介護支援のため介護指導並びに介護相談を行います。
理美容	施設内の理美容室にて受けられます。
送迎	利用者の身体状況に応じリフト車・ストレッチャー車等にて送迎します。

7．入退所の手続き

（1）入所の手続き

①施設に介護保険証をお持ちください。要介護度の認定が１～５までの方が入所対象者です。施設では申込書など必要な書類をお渡し致します。
②必要な手続きが終りましたら、スタッフによる実態調査を実施の上、施設の医師を中心とした入所判定会を開き入所が決定します。
③居室は男性、女性、認知症などで別かれておりますので、すぐ入所とはならない場合があります。又、施設の医師の判断により、病気の状態や施設での対応が困難な状況が予想されると判断した場合は、適切な医療機関をご紹介いたします。

（2）退所の手続き

①ご都合で退所される場合は退所を希望する日の概ね３日前までにお申し出下さい。
②自動終了（退所）以下の場合は、自動的に退所となりますので、退所の手続きを行ってください。
・他の介護保険施設に入所した場合又は医療機関に入院した場合
・要介護認定区分が、非該当（自立）または要支援と認定された場合
＊この場合、認定期間の終了日をもって退所していただくことになります。
③やむを得ず退所していただく場合
・施設では集団生活です。同室者や入所者同士に於いて、行動や言動等の問題や施設秩序が守れない状況と判断した場合には、退所していただく場合がございます。
・利用料金の支払いを２ヶ月以上に遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず、10 日以内に支払わない場合
・施設の医師が、施設での対応では医学的に困難と判断した場合

8．施設利用にあたっての留意事項

①緊急時や非常災害時には、職員避難誘導の指示に従ってください。
②外出、外泊をする時は、所定の届出用紙に記入の上、提出願います。
③午後８時の消灯後は他の入所者の迷惑にならないようにしてください。
④面会は毎日可能です。（原則として午前 9 時より午後 6 時まで）
⑤面会の方は療養室に食べ物の持ち込みをしないでください。
⑥所持品は、必要最低限のもの以外は持ち込みしないでください。
⑦酒類の持ち込みは厳禁とします。（行事等により施設で提供する場合はあります）
⑧喫煙をする場所、時間に関しては施設の定める所に従ってください。
※原則としてライター、タバコは施設で管理させていただきます。
⑨宗教活動等は、他の入所者の皆様に迷惑となりますので、お断りします。
⑩入所後、施設医師の判断により効果は同じだが名前の違う薬（後発医薬品）を使用する場合があります。

９．料金及び利用料　【別表】

利用者がご負担する自己負担は、原則として介護保険法に定められた額の１割もしくは２割です。一定以上の所得がある方は自己負担が３割となる場合があります。また、一定以上の預貯金等がある方は食費・居住費の補足給付が無くなる場合があります。

当施設では、利用者の居宅生活への復帰を目指す観点から、病状及び心身の状況に合わせて、介護保険法の定める各種加算等を利用者に必要に応じて算定します。なお、その場合、事前に詳細を説明のうえ、利用者又はご家族の同意を得ることになっています。また、居住費(光熱水費)・食費・日用品費・教養娯楽費、その他個人の要望に応ずるサービス等は、別に定める額が利用者負担となります。

１０．利用料の請求及び支払い方法

利用料の請求	① 利用料はサービス提供ごとに計算し、利用月ごとの合計金額を請求いたします。 ② 請求書及び明細書は、利用者が指定する発行先に翌月の１０日頃までにお届けいたします。
利用料の支払い	① 利用者は、サービスの提供日及び内容等を記載した記録票と請求額の内容を照会して頂き、請求月の末日までに、郵便局自動振込の方法で支払うものとします。 ② 利用者から利用料金の支払いを受けたときは、必ず領収書を発行しますので大切に保管をお願いします。

※利用者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払い頂きます。要介護認定を受けた後、本人負担分を除く金額が介護保険から利用者に払い戻されます。(償還払い) 払い戻しの際に必要な「サービス提供証明書」を交付します。

※保険料の滞納等により法定代理受領ができない場合は、全額自己負担となります。その際は、サービス提供証明書を発行いたしますので、後日、サービス提供証明書を市町村に提出しますと払い戻しを受けられます。

１１．秘密の保持と個人情報の保護

利用者及びその家族に関する秘密の保持について	① 事業者及び事業所に従事する者は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしません。 ② この秘密を保持する義務は、契約終了後も継続します。
個人情報の保護について	① 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において利用者の個人情報を用いません。 ② 利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物について、善良な管理者の注意をもって適切に管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止します。

１２．緊急時の対応及び事故発生時の対応

緊急時の対応	① 利用中に利用者の心身の状態が急変した場合、必要に応じて臨時応急の手当てを行うとともに利用者の家族及び病院または診療所の医師に連絡を取る等の必要な措置を講じます。 ② 緊急の場合は、当施設の医師がその症状にあった下記の医療機関や歯科診療所に速やかに対応をお願いするようにしています。
協力医療機関	南湖こころのクリニック・白河厚生総合病院・ひまわり歯科医院
事故発生時の対応	① サービスの提供により事故が発生した場合は速やかに市町村、入所者の家族及び、担当指定居宅介護支援事業者等に連絡を行います。 ② サービスの提供に伴って当事業者の責に帰すべき事由により、利用者が損害を被った場合、利用者に対し損害賠償するものとします。

１３．非常災害時の対応

防災時の対応	非常災害時は職員の避難誘導の指示に従ってください。
防災の設備	非常通報システム・スプリンクラー・防火扉・非常用滑り台・消火器
防災訓練	防災マニュアルに基づき、年２回の総合防災訓練を実施しています。

１４．サービス提供に関する相談・苦情窓口

【事業所の窓口】 介護老人保健施設ひもろぎの園	ご利用時間　午前８時３０分～午後５時３０分 担当者氏名　支援相談員　近藤秀樹　佐藤芙美子 電話番号　　０２４８－３１－８８８８ ※電話の受付は２４時間できます。 その他担当（施設長・看護長・介護長・各主任）
【市町村の窓口】 白河市保健福祉部　高齢福祉課 （白河市にお住まいの場合）	ご利用時間　午前８時３０分～午後５時 担当係り　　介護保険係 電話番号　　０２４８－２２－１１１１
【公的団体の窓口】 福島県国民健康保険団体連合会	ご利用時間　午前８時３０分～午後５時 電話番号　　０２４－５２３－２７００

【別表】料金及び利用料　　令和８年６月１日より

（１）基本利用料

居室　／　介護度	要介護１	要介護２	要介護３	要介護４	要介護５
老健サービス費ⅰ　（個室）	717 円	763 円	828 円	883 円	932 円
老健サービス費ⅲ（多床室）	793 円	843 円	908 円	961 円	1,012 円
老健サービス費ⅱ（個室）	788 円	863 円	928 円	985 円	1,040 円
老健サービス費ⅳ（多床室）	871 円	947 円	1,014 円	1,072 円	1,125 円

老健サービス費ⅰ）ⅲ）基本型算定要件；在宅復帰・在宅療養支援等指標 20 以上、リハビリテーションマネジメント要件あり、退院時指導等要件あり、
老健サービス費ⅱ）ⅳ）在宅強化型算定要件；在宅復帰・在宅療養支援等指標 60 以上、リハビリテーションマネジメント要件あり、退院時指導等要件あり、地域貢献活動要件あり、充実したリハビリテーションの実施、

一律に算定される加算項目	料金	計算区分	備　考
① サービス提供体制強化加算Ⅰ サービス提供体制強化加算Ⅱ サービス提供体制強化加算Ⅲ	22 円 18 円 6 円	Ⅰ～Ⅲ のうち ひとつ 1回／日	Ⅰ：介護福祉士が 80%以上配置、または勤続 10 年以上 35%以上、ｻｰﾋﾞｽの質の向上に資する取り組み Ⅱ：介護福祉士 60%以上配置 Ⅲ：介護福祉士 50%以上、または常勤職員 75%以上、または勤続 7 年以上 30%以上
② 夜勤職員配置加算	24 円	1 回/日	利用者 20 名に 1 名以上の配置かつ入所者 41 名以上では 2 名以上の配置
③ 認知症ケア加算 (認知症専門棟のみ)	76 円	1 回/日	中度、重度の認知症により日常生活に支障を来たすような症状・行動又は意思疎通の困難さが見られる利用者に個々の個性や心身の状況等を把握した上で「馴染み」の関係を形成できる体制を確保した場合
④ 在宅復帰･在宅療養支援機能加算Ⅰ（老健サービス費ⅰ及びⅲのみ） 在宅復帰･在宅療養支援機能加算Ⅱ（老健サービス費ⅱ及びⅳのみ）	51 円 51 円	1 回/日	Ⅰ要件；在宅復帰・在宅療養支援等指標 40 以上、リハマネ要件あり、退院時指導等要件あり、地域貢献活動あり。 Ⅱ要件；在宅復帰・在宅療養支援等指標 70 以上、リハマネ要件あり、退院時指導等要件あり、地域貢献活動要件あり、充実したリハビリテーションの実施。
⑤ ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝﾏﾈｼﾞﾒﾝﾄ計画書情報加算Ⅰ ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝﾏﾈｼﾞﾒﾝﾄ計画書情報加算Ⅱ	53 円 33 円	1 回/月	利用者ごとのﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝ実施計画書の内容等の情報を厚生労働省に提出、必要に応じて内容の見直し適切かつ有効な実施為に必要な情報を活用ていること
⑥ 科学的介護推進体制加算Ⅰ 科学的介護推進体制加算Ⅱ	40 円 60 円	1 回/月	利用者ごとの心身の状況等の基本的な情報を厚生労働省に提出し適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用している事、(Ⅱ)は、心身、疾病の状況等
⑦ 生産性向上推進体制加算Ⅰ 生産性向上推進体制加算Ⅱ	100 円 10 円	1 回/月	ケアの質を確保しながらスタッフの負担軽減を進めるため、ICT などのテクノロジーを継続的に活用する介護施設や事業所への評価。
⑧ 高齢者施設等感染対策向上加算Ⅰ 高齢者施設等感染対策向上加算Ⅱ	10 円 5 円	1 回/月	新興感染症の発生時等に感染者の診療等を実施する医療機関との連携体制を構築している。一般的な感染症について協力医療機関等と対応の取り決めや連携の上、適切な対応を行う。
⑨ 介護職員等処遇改善加算 （Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ）のいずれか	（Ⅰイ）9.0%加算 **（Ⅰロ）9.7%加算** （Ⅱイ）8.6%（Ⅱロ）9.3%（Ⅲ）6.9%加算（Ⅳ）5.9%加算		

※参考　加算型利用料の月額

※一般棟は基本料金(老健サービス費ⅰ又はⅲ)＋加算①Ⅱ②④＋⑤Ⅱ⑥Ⅰ⑦Ⅱ（月１回）×⑨9.7%

※認知棟は基本料金(老健サービス費ⅰ又はⅲ)＋加算①Ⅱ②③④＋⑤Ⅱ⑥Ⅰ⑦Ⅱ（月１回）×⑨9.7%

１ヶ月（30 日）とした場合		要介護１	要介護２	要介護３	要介護４	要介護５
一般療養棟	個室	26,749 円	28,262 円	30,401 円	32,211 円	33,823 円
	多床室	29,249 円	30,894 円	33,033 円	34,778 円	36,456 円
認知症専門棟	個室	29,249 円	30,763 円	32,902 円	34,712 円	36,324 円
	多床室	31,750 円	33,395 円	35,535 円	37,279 円	38,957 円

※参考　在宅強化型利用料の月額

※一般棟は基本料金(老健サービス費ⅱ又はⅳ)＋加算①Ⅱ②＋⑤Ⅱ⑥Ⅰ⑦Ⅱ（月１回）×⑨9.7%

※認知棟は基本料金(老健サービス費ⅱ又はⅳ)＋加算①Ⅱ②③＋⑤Ⅱ⑥Ⅰ⑦Ⅱ（月１回）×⑨9.7%

１ヶ月（30 日）とした場合		要介護１	要介護２	要介護３	要介護４	要介護５
一般療養棟	個室	27,406 円	29,874 円	32,013 円	33,889 円	35,699 円
	多床室	30,137 円	32,639 円	34,844 円	36,752 円	38,497 円
認知症専門棟	個室	29,907 円	32,375 円	34,514 円	36,390 円	38,200 円
	多床室	32,639 円	35,140 円	37,345 円	39,253 円	40,998 円

（２）個別に算定される加算

加算項目	料金	計算区分	備　考
初期加算Ⅰ 初期加算Ⅱ	60 円 30 円	１回／日	Ⅰ：急性期医療を担う医療機関の一般病棟への入院後 30 日以内に退院し施設に入所した場合 Ⅱ：入所した日から起算して３０日以内のみ算定
再入所時栄養連携加算	200 円	１回	利用者が入院した際に大きく異なる栄養管理が必要となった場合に当施設管理栄養士が入院先の栄養食事指導に同席し、相談の上栄養ケア計画の作成し入所した場合
入所前後訪問指導加算Ⅰ 入所前後訪問指導加算Ⅱ	450 円 480 円	１回/日	入所期間１ヶ月以上見込みの者に入所日前 30 日以内又は入所後７日以内に退所後生活する居宅（他の社会福祉施設等）を訪問し、①退所を目的とした施設サービス計画策定及び診療方針の決定を行った場合、②施設サービス策定及び診療方針の決定にあたり生活機能の具体的な改善目標を定め退所後の生活支援計画策定
試行的退所時指導加算	400 円	１回	１ヶ月超の利用者が退所する際に、本人家族に対して、療養上の指導を実施した場合（試行的退所を行った場合、３ヶ月間は月１回の３回まで算定）
退所時情報提供加算Ⅰ 退所時情報提供加算Ⅱ	500 円 250 円	１回	１ヶ月超の利用者の退所後の主治医に対し入所中の診療状況を示す文書を添えて紹介行った場合 又、社会福祉施設等に必要な情報を提供した場合 Ⅰ：居宅や社会福祉施設等を退所　Ⅱ：医療機関を退所

入退所前連携加算（Ⅰ） 入退所前連携加算（Ⅱ）	600 円 400 円	1 回	（Ⅱ）1 ヶ月超の利用者が退所する際に、指定居宅介護支援事業者に対して、診療状況を示す文書を添えて紹介し居宅サービス等の利用に関する調整を行った場合 （Ⅰ）は、（Ⅱ）に加えて入所予定日前 30 日以内又は入所後 30 日以内に利用者が退所後に利用を希望する事業所と連携し、同意を得て、退所後の居宅サービスまたは地域密着型サービスの利用方針を定めた場合
訪問看護指示加算	300 円	1 回	利用者の退所時に、指定訪問看護ステーション・指定看護小規模多機能居宅介護事業所に訪問看護指示書を交付した場合
栄養マネジメント強化加算	11 円	1 回/日	基準人員数の管理栄養士や栄養士を配置し、利用者ごとの継続的な栄養管理を強化して実施した場合
退所時栄養情報連携加算	70 円	1 回	退所する際に居宅の主治医及び介護支援専門員や医療機関、介護施設等に栄養管理に関する情報の提供をした場合
協力医療機関連携加算	100 円 R6 年度まで 50 円 R7 年度まで	1 回／月	施設内で対応可能な医療の範囲を超えた場合に、協力医療機関との連携の下でより適切な対応を行う体制を確保する観点から、在宅医療を担う医療機関や在宅医療を支援する地域の医療機関等と実効性のある連携体制を構築する
経口移行加算	28 円	1 回／日	経管食事摂取の方に経口による食事摂取を進めるための経口移行計画を作成し、管理栄養士（栄養士）による食事摂取の栄養管理及び言語聴覚士又は看護職員による支援を行った場合に 180 日以内に算定。医師指示に基づき延長有。
経口維持加算（Ⅰ） 経口維持加算（Ⅱ）	400 円 100 円	1 回／月	（Ⅰ）経口にて食事摂取しているが摂食機能障害を有し誤嚥が認められる入所者に経口による継続的な食事摂取を進めるための経口維持計画を行い、栄養管理を行った場合。 （Ⅱ）経口維持加算Ⅰ算定をし、食事の観察及び会議等に協力歯科医療機関の歯科医師、歯科衛生士または言語聴覚士が加わった場合は 1 月につき加算。
口腔衛生管理加算（Ⅰ） 口腔衛生管理加算（Ⅱ）	90 円 110 円	1 回／月	（Ⅰ）歯科衛生士が入所者に対し口腔ケアを月 2 回以上行った場合、（Ⅱ）は（Ⅰ）に加え厚生労働省に情報提出し、適切かつ有効な実施のために情報活用している場合
療養食加算	6 円	1 食	厚生労働大臣が定める療養食を提供した場合
かかりつけ医 連携薬剤調整加算（Ⅰ）イ （Ⅰ）ロ （Ⅱ） （Ⅲ）	 140 円 70 円 240 円 100 円	1 回／ 退所時	（Ⅰ）イ：入所前の主治医と連携して薬剤を評価・調整した場合 （Ⅰ）ロ：施設において薬剤を評価・調整した場合 （Ⅱ）服薬情報を LIFE に提出、かかりつけ医連携薬剤調整加算 （Ⅰ）イ又はロを算定している。 （Ⅲ）退所時に入所時と比べて 1 種類以上減薬、かかりつけ医連携薬剤調整加算（Ⅱ）を算定している。
緊急時治療管理	518 円	1 回／日	緊急的な治療管理としての投薬、検査、注射、処置等を行った場合、1 月に連続する 3 日を限度として算定

所定疾患施設療養費Ⅰ 所定疾患施設療養費Ⅱ	239 円 480 円	1 回／日	Ⅰ；肺炎・尿路感染症・帯状疱疹・蜂窩織炎・慢性心不全の憎悪の者に対し、投薬、検査、注射、処置等を行った場合、1 月に 1 回連続する 7 日を限度として算定 Ⅱ；上記Ⅰに加え、医師が該当研修を受講している場合、連続する 10 日を限度として算定
認知症行動･心理症状 緊急対応加算	200 円	1 回／日	医師が、認知症の行動･心理症状が認められるため、在宅での生活が困難であり、緊急入所が適当と判断した者に対し入所日から 7 日を限度として算定
褥瘡マネジメント加算（Ⅰ） 褥瘡マネジメント加算（Ⅱ）	3 円 13 円	1 回/月	(Ⅰ)利用者ごとに褥瘡の発生と関連あるリスクについて評価するとともに 3 月に 1 回評価を行い、結果を厚生労働省に提出し、情報を活用していること。リスクがあるとされた方に関係職種が共同し褥瘡ケア計画を作成し、褥瘡管理を実施した場合に算定 (Ⅱ)は（Ⅰ）に加えて、褥瘡が発生するリスクがあるとされた利用者等について、褥瘡の発生がない事
排せつ支援加算（Ⅰ） 排せつ支援加算（Ⅱ） 排せつ支援加算（Ⅲ）	10 円 15 円 20 円	1 回／月	（Ⅰ)排泄に介護を要する利用者ごとに要介護状態の軽減飲み込みについて、医師や連携した看護師が評価するとともに 6 月に 1 回評価を行い、結果を厚生労働省に提出し、情報等を活用していること。支援計画を作成し 3 月に 1 回見直しをしている事 （Ⅱ)、(Ⅰ)に加えて、結果として要介護状態の軽減が見込まれる者について入所時と比較し排尿排便の状態の一方が改善するとともにいずれにも悪化がない、又は、おむつ使用ありからなしに改善している事 （Ⅲ)、(Ⅰ)に加えて、排尿排便の状態の一方が改善するとともにいずれにも悪化がなく、かつ、おむつ使用ありから使用なしに改善している事
認知症専門ケア加算Ⅰ 認知症専門ケア加算Ⅱ	3 円 4 円	1 回/日	利用者の日常生活自立度Ⅲ以上が 1/2 以上で、認知症の専門的な研修を終了した者を配置し、技術的な会議や研修又伝達等を実施している場合。
認知症チームケア推進加算Ⅰ 認知症チームケア推進加算Ⅱ	150 円 120 円	1 回/月	Ⅰは、(1)利用者または入所者の総数のうち、日常生活に対する注意を必要とする認知症の利用者の占める割合が２分の１以上であること。 (2)認知症介護の指導に関する専門的な研修を修了している者、または認知症介護に係る専門的な研修及び認知症の行動・心理症状の予防等に資する研修を修了した者を１名以上配置し、かつ、複数の介護職員から成る認知症の行動・心理症状に対応するチームを組んでいる。 (3)個別に認知症の行動・心理症状の評価を計画的に行い、その評価に基づく値を測定し、認知症の行動・心理症状の予防等に資するチームケアを実施している。 (4)認知症の行動・心理症状の予防等に資する認知症ケアについて、カンファレンスの開催、計画の作成、認知症の行動・心理症状の有無及び程度についての定期的な評価、ケアの振り返り、計画の見直し等を行っている。 Ⅱは、Ⅰの(1)、(3)、(4)に掲げる基準に適合すること。

自立支援促進加算	300 円	1 回/月	医師が利用者ごとに自立支援のために特に必要な医学的評価を入所時に行うとともに、少なくとも 6 月に 1 回見直しを行い、自立支援に係る支援計画等の策定等に参加している事。評価の結果、医師・看護師・介護職員等が共同して支援計画を策定し、計画に従ったケアを実施している事、支援計画は 3 月に 1 回見直し、厚生労働省に提出し、情報等の活用をしている事
短期集中リハビリ実施加算Ⅰ 短期集中リハビリ実施加算Ⅱ	258 円 200 円	1 回／日	Ⅰは、利用者に対して、医師又は医師の指示を受けた理学療法士、作業療法士もしくは言語聴覚士が、その入所の日から３月以内の期間に集中的にリハビリを行い、かつ、原則入所時および月１回以上ＡＤＬ等の評価を行うとともに、評価結果等の情報を厚生労働省に提出し、必要に応じてリハビリ計画を見直している。 Ⅱは、利用者に対して、医師等が、その入所の日から３月以内の期間に集中的にリハビリを行っている。
認知症短期集中リハビリ加算Ⅰ 認知症短期集中リハビリ加算Ⅱ	240 円 120 円	1 回／日	Ⅰは、(1)理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が適切に配置されている。 (2)利用者数が、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の数に対して適切なものである。 (3)利用者が退所後生活する居宅または施設等を訪問し、生活環境を踏まえたリハビリテーション計画を作成している。Ⅱは、Ⅰの(1)(2)に該当するものであること。
若年性認知症利用者受入加算	120 円	1 回／日	受け入れた若年性認知症利用者に個別に担当を配置し特性に合わせたサービスを提供した場合
ターミナルケア加算	72 円 160 円 910 円 1,900 円	1 回／日	死亡日以前３１日以上 45 日以下 死亡日以前４日以上３０日以下 死亡日の前日及び前々日 死亡日
外泊時費用 外泊時費用 （在宅サービスを利用する場合）	362 円 800 円	1 回／日	所定単位数に代えて算定、1 ヶ月 6 日を限度として算定 居宅の外泊時に、当施設により提供される在宅サービスを利用した場合に算定、1 ヶ月 6 日を限度として算定 ＊外泊時費用を算定している場合は算定不可
安全対策体制加算	20 円	1 回	入所時に 1 回限り算定可能、外部の研修を受けた担当者が配置され、施設内に安全対策部門を設置し、組織内に安全対策を実施する体制が整備されている
新興感染症等施設療養費	240 円	1 回/日 5 日限度	感染症に感染した場合に相談対応、診療、入院調整等を行う医療機関を確保

（3）運営基準で定める（厚生省令）その他の利用料金　　～令和８年７月 31 日まで

	食　費	居　住　費		
		多床室（光熱水費のみ）	従来型個室（居住費＋光熱水費）	
第１段階	300 円	0 円	550 円	特別な室料 330 円
第２段階	390 円	430 円	550 円	特別な室料 330 円
第３段階①	650 円	430 円	1,370 円	特別な室料 330 円
第３段階②	1,360 円	430 円	1,370 円	特別な室料 330 円
第４段階	1,800 円	480 円	1,930 円	特別な室料 330 円

＊１．食費は、一食でも一日分のご負担となります。
＊２．居住費は、外泊期間中（１ヶ月６日以内）でもご負担があります。
＊３．個室利用希望者の特別な室料は、一般療養棟利用者のみ該当します。

内　　容	日　額	月額換算	備　　考
日用消耗品費	350 円	10,500 円	歯ブラシ、歯磨き粉、義歯洗浄剤、髭剃り、ティッシュ、フェイスタオル・おしぼり、石鹸、シャンプー・リンス、バスタオル、財布、湯のみ茶碗など
教養娯楽費	200 円	6,000 円	習字、手芸、工芸、園芸、音楽、料理の各クラブ材料費、春秋の個別ハイキング経費など

(3)の合計	日　額　合　計				**１ヶ月合計（30 日として試算）**			
	一般療養棟		認知症専門棟		**一般療養棟**		**認知症専門棟**	
	個室	多床室	個室	多床室	**個室**	**多床室**	**個室**	**多床室**
1 段階	1,730 円	850 円	1,400 円	850 円	51,900 円	25,500 円	42,000 円	25,500 円
2 段階	1,820 円	1,370 円	1,490 円	1,370 円	54,600 円	41,100 円	44,700 円	41,100 円
3 段階①	2,900 円	1,630 円	2,570 円	1,630 円	87,000 円	48,900 円	77,100 円	48,900 円
3 段階②	3,610 円	2,340 円	3,280 円	2,340 円	108,300 円	70,200 円	98,400 円	70,200 円
4 段階	4,610 円	2,830 円	4,280 円	2,830 円	138,300 円	84,900 円	128,400 円	84,900 円

（4）その他の別途料金

内　　容	料　　金	備　　考
クリーニング代	4,180 円	1 ヶ月（ドライクリーニング別途）
テレビ使用料	1,650 円	1 ヶ月（月途中利用の場合 1 日 55 円）
電気ｱﾝｶ・電気毛布	110 円	1 日あたり
小型冷蔵庫・持込電気製品	55 円	1 日あたり
理美容代	4,100 円 4,400 円	丸刈り 整髪カット
衣服私物ネーム名札	660 円	１００枚入り
他医院・病院の受診	保険請求額	医科・歯科受診費
その他個人の趣味や嗜好で購入希望されるものは、実費費用となります。		

3）運営基準で定める（厚生省令）その他の利用料金　　令和８年８月１日より

	食　費	居　住　費		
		多床室（光熱水費のみ）	従来型個室（居住費＋光熱水費）	
第１段階	300 円	0 円	550 円	特別な室料 330 円
第２段階	390 円	430 円	550 円	特別な室料 330 円
第３段階①	680 円	430 円	1,370 円	特別な室料 330 円
第３段階②	1,420 円	430 円	1,470 円	特別な室料 330 円
第４段階	1,800 円	480 円	1,930 円	特別な室料 330 円

＊１．食費は、一食でも一日分のご負担となります。
＊２．居住費は、外泊期間中（１ヶ月６日以内）でもご負担があります。
＊３．個室利用希望者の特別な室料は、一般療養棟利用者のみ該当します。

内　容	日　額	月額換算	備　考
日用消耗品費	350 円	10,500 円	歯ブラシ、歯磨き粉、義歯洗浄剤、髭剃り、ティッシュ、フェイスタオル・おしぼり、石鹸、シャンプー・リンス、バスタオル、財布、湯のみ茶碗など
教養娯楽費	200 円	6,000 円	習字、手芸、工芸、園芸、音楽、料理の各クラブ材料費、春秋の個別ハイキング経費など

(3)の合計	日　額　合　計				１ヶ月合計（30 日として試算）			
	一般療養棟		認知症専門棟		一般療養棟		認知症専門棟	
	個室	多床室	個室	多床室	個室	多床室	個室	多床室
1 段階	1,730 円	850 円	1,400 円	850 円	51,900 円	25,500 円	42,000 円	25,500 円
2 段階	1,820 円	1,370 円	1,490 円	1,370 円	54,600 円	41,100 円	44,700 円	41,100 円
3 段階①	2,930 円	1,660 円	2,600 円	1,660 円	87,900 円	49,800 円	78,000 円	49,800 円
3 段階②	3,770 円	2,400 円	3,440 円	2,400 円	113,100 円	72,000 円	103,200 円	72,000 円
4 段階	4,610 円	2,830 円	4,280 円	2,830 円	138,300 円	84,900 円	128,400 円	84,900 円

（4）その他の別途料金

内　容	料　金	備　考
クリーニング代	4,180 円	1 ヶ月（ドライクリーニング別途）
テレビ使用料	1,650 円	1 ヶ月（月途中利用の場合 1 日 55 円）
電気ｱﾝｶ・電気毛布	110 円	1 日あたり
小型冷蔵庫・持込電気製品	55 円	1 日あたり
理美容代	4,100 円 4,400 円	丸刈り 整髪カット
衣服私物ネーム名札	660 円	１００枚入り
他医院・病院の受診	保険請求額	医科・歯科受診費
その他個人の趣味や嗜好で購入希望されるものは、実費費用となります。		